

○岡山県生涯学習センター条例施行規則

平成八年十二月二十四日
岡山県教育委員会規則第十九号

岡山県生涯学習センター条例施行規則を次のように定める。

岡山県生涯学習センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県生涯学習センター条例（平成八年岡山県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第二条 岡山県生涯学習センター（以下「センター」という。）の開所時間は、次のとおりとする。

区分		開所時間
児童遊園地		午前九時から午後五時まで
その他の区域	火曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）	午前九時から午後九時まで
	日曜日及び休日	午前九時から午後五時まで

2 前項の規定にかかわらず、岡山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、開所時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨をセンターの掲示板に公示するものとする。

（平一七教委規則一六・平一九教委規則一二・平二三教委規則二・平二四教委規則一〇・一部改正）

(休所日)

第三条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日（その日が休日に当たるときを除く。）
- 二 休日の翌日（その日が休日でない火曜日から金曜日までに当たるときに限る。）
- 三 十二月二十八日から翌年の一月四日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨をセンターの掲示板に公示するものとする。

（平一七教委規則一六・平二三教委規則二・平二四教委規則一〇・一部改正）

(天体運行等の投影の回数等)

第四条 サイエンスドームにおける天体運行等の投影の回数及び開始時刻は、指定管理者（条例第四

条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。

(平二四教委規則一〇・追加)

(利用の許可の申請)

第五条 条例第六条第一項の規定により、条例別表に掲げる施設又は設備(以下「施設等」という。)の利用の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平一九教委規則一二・全改、平二四教委規則一〇・旧第四条繰下・一部改正)

(利用者等の遵守事項)

第六条 条例第六条第一項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う行事等のために入所する者も、同様とする。

- 一 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- 二 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- 三 火災、盗難等の事故の発生予防に留意すること。
- 四 センターの職員又は指定管理者の指示に従うこと。
- 五 その他教育委員会又は指定管理者が必要と認める事項

(平一九教委規則一二・一部改正、平二四教委規則一〇・旧第五条繰下)

(損壊の届出等)

第七条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会又は指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(平一九教委規則一二・一部改正、平二四教委規則一〇・旧第六条繰下)

(利用の終了の届出)

第八条 利用者(条例第六条第一項第二号の観覧に係る許可を受けた者を除く。)は、施設等の利用を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(平一九教委規則一二・一部改正、平二四教委規則一〇・旧第七条繰下・一部改正)

(視聴覚教材等の貸出し)

第九条 視聴覚教材及び視聴覚機材の貸出しは、生涯学習の目的のために利用する場合に限り、行うものとする。

2 前項の貸出しを受けようとする者は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平一九教委規則一二・旧第九条繰上、平二四教委規則一〇・旧第八条繰下・一部改正)

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会、所長又は教育委員会の承認を受けて指定管理者が別に定める。

(平一九教委規則一二・旧第十条繰上・一部改正、平二三教委規則二・一部改正、平二四教

委規則一〇・旧第九条線下)

附 則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年教委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の岡山県生涯学習センター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成一七年教委規則第一六号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一二号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第二号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第一〇号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。